

令和 4 年 10 月
国土交通省自動車局

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令案及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「改正道交法」という。）により、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車（以下「特定小型原付」という。）」が定義されることを踏まえ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）体系下においても、車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置し、特定小型原付に区分される電動キックボード等の車両の安全対策の検討を行った結果、本年 10 月にその内容がとりまとめられた*。

今般、この検討の結果を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の改正を行う。

※【車両安全対策検討会及び新たなモビリティ安全対策 WG】：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000005.html

<車両安全対策検討会（2022 年 10 月 12 日）資料より>

○「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、特定小型原動機付自転車の保安基準の項目は、原動機付自転車の保安基準項目を基本としつつ、特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされ、全 5 回に渡る検討を行った。その結果概要は以下のとおり。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

【引き続き必要な装置等】

接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置

【引き続き不要な装置等】

番号灯、緊急制動表示灯、速度計

特定小型原動機付自転車に特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

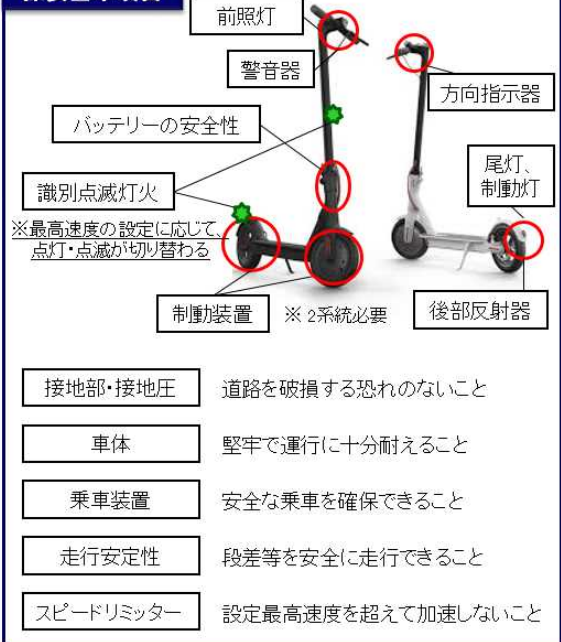
【追加した装置等】

尾灯、制動灯	車体が小型であるため
方向指示器	立ち乗り型が想定されるため
識別点滅灯火	保安基準への適否を外観上容易に判別するため 歩道通行車モードであることを外観上容易に判別するため
スピードリミッター	最高速度を制限する必要があるため
走行安定性	車輪径が非常に小さいことが想定されるため
バッテリー安全性	リチウムイオン電池は発火の恐れがあるため

【削除した装置等】

後写鏡	通行場所を考慮
消音器(騒音)	電動かつ小型であり、軽量であることを考慮

保安基準項目



2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

- 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6kW 以下であって長さ 190 cm、幅 60 cm 以下かつ最高速度 20km/h 以下のものを特定小型原付とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義する。
- 道路運送車両の保安基準第 3 章の原動機付自転車の保安基準に「特定小型原動機付自転車の保安基準」を追加し、特定小型原付に適用される保安基準の項目等を定める。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- 特定小型原付の特性（小型、低速等）を踏まえながら、その安全性を確保するため、以下のよう
に保安基準を定める。

保安基準	基準の概要
接地部及び接地圧	接地部及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものであること。
制動装置	2個の独立した操作装置を有し、確実かつ安全に減速及び停止を行うことができること。また、2系統以上のうち1系統は、平坦な舗装路面等で確実に特定小型原動機付自転車 を停止状態に保持できること。
車体	車体は堅牢で運行に十分耐えるものであること。
前照灯	夜間前方15mの距離の障害物を確認できること。
尾灯	夜間後方300mから点灯を確認できること。
制動灯	昼間後方100mから点灯を確認できること。
後部反射器	夜間後方100mから走行用前照灯で照射した場合にその反射光を確認できること。
警音器	適当な音響を発する警音器であること（自転車に装着されるベル等でも可）。
方向指示器	車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部を見通すことができる位置に少なく とも左右1個ずつ取り付けられていること。
安定性	安定した走行を確保できるものとして「特定小型原動機付自転車の走行安定性の技術 基準」に適合すること。
速度抑制装置	速度抑制装置の速度制御性能に関し「特定小型原動機付自転車の速度抑制装置の技術 基準」に適合する速度抑制装置を備えること。 最高設定速度が2種類以上ある場合、最高設定速度が走行速度を下回る速度へ変更が できないこと。
電気装置	原動機用蓄電池は以下のいずれかの基準に適合していること。 国連規則、欧州規格、国連危険物輸送勧告、PSEマーク（電気用品安全法に基づく表示）
乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構 造であること。
通行区分識別灯	昼間前方及び後方25mから点灯を確認できること。 車道モード：緑色点灯、歩道モード：緑色点滅

(3) その他の関係告示の一部改正

- 今回新設する特定小型原付の保安基準の適用時期を下表の通り規定するほか、所要の改正を行
う。

	新車への適用時期	使用過程車への適用時期
特定小型原付の保安基準 (通行区分識別灯を除く)	改正道交法施行日	
通行区分識別灯	改正道交法施行日	令和6年12月下旬

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年12月下旬

施 行：公布の日